

特定非営利活動法人京都栄養士ネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は特定非営利活動法人京都栄養士ネットと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市内に置くものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者の介護予防に係る事業や多世代地域住民の健康と栄養や食事の改善に関する教育、指導、助言、啓蒙活動及び事業を行い、多世代の福祉と健康に寄与するものとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成しうるため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護予防事業に関する栄養ケア事業及びその啓発事業
- (2) 多世代地域住民の健康づくり、栄養改善事業
- (3) 他職種と連携を深めるための研鑽、交流の場の開催事業
- (4) 業務推進のための研修事業
- (5) 訪問栄養食事指導及び外来栄養食事指導に関する事業
- (6) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を

通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上8人以下
 - (2) 監事 2人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任とする。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前期の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現在者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることが出来る。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会
(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 条の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席が無ければ開会することが出来ない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の専任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の議決があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的褒章をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることは出来ない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の一種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の一種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが出来る。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

い。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄を使用とする時は、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きによる設立認証の取り消し
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の告知については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	樹 山 敏 子
副理事長	荊 木 文 子
同	宮 崎 圭 子
理事	砂 川 彩 子
同	藤 田 圭 子
同	松 木 さなえ
監事	西 田 健 子
同	山 下 良 子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2024年11月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から2023年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員会費	5,000円
(2) 賛助会員会費(個人)	一口 5,000円(一口以上)
(3) 賛助会員会費(団体)	一口10,000円(一口以上)

設立登記の日 令和5年1月4日

定款一部改正 令和7年10月1日

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

これは、当法人の定款である。

京都市右京区太秦八反田町10番地の24

特定非営利活動法人京都栄養士ネット

理 事 樹 山 敏 子

2025 年度の事業計画書

2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 京都栄養士ネット

1 事業実施の方針

設立 4 年目を迎える今期は、2025 年 9 月 28 日の臨時総会において、事業年度期間の変更を行い次年度 4 月 1 日開始までの半年間という期間である。今期は、栄養士という専門性を生かし、地域課題に対応する運営強化を図りながら、一層、地域に根差した活動を進めていきたいと考えている

2 事業の実施計画

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
介護予防事業に 関する栄養ケア 事業及びその啓 発事業	食・健康講座	(A) 10～3 月 (B) 愛生会山科病院 (C) 10 名	(D) 地域高齢者 (E) 50 名	70 千円
	舞鶴市訪問型短期集中支援事業 (訪問栄養指導)	(A) 10～3 月 (B) 舞鶴市事業対象 者宅 (C) 24 名	(D) 地域高齢者 (E) 4 名 (実数)	36 千円
多世代地域住民 の健康づくり、 栄養改善事業	まちかど栄養相談	(A) 10～3 月 (B) 桂川イオン、京都 市障害者スポーツ センター、舞鶴市等 (C) 29 名	(D) 地域住民 (E) 170 名	110 千円
	地域住民対象の講演会	(A) 10～3 月 (B) 京都市、宇治市、 城陽市、精華町等 (C) 8 名	(D) 地域住民 (E) 375 名	95 千円
	料理指導を伴う栄養講座	(A) 10～3 月 (B) 京都市、城陽市 (C) 15 名	(D) 地域住民 (E) 80 名	112 千円
他職種との連携 を深めるための 研鑽、交流の場 の開催事業	高齢者の健康問題の情報交換、事 例検討会	(A) 10～3 月 (B) 舞鶴市市役所、中 丹保健所等 (C) 8 名	(D) 介護予防、医 療関係者 (E) 30 名	24 千円
	多職種交流会、ヘルパー研修会、 介護予防・高齢者栄養を考える研 修	(A) 10～3 月 (B) 京都市、宮津市 (C) 18 名	(D) 地域医療介 護に係る職 種 (E) 40 名	70 千円

	中丹パートナーシップ集い	(A) 10～3 月 (B) 中丹東農業改良 普及センター (C) 5 名	(D) 綾部市、福知 山市、舞鶴 市 各 種 団 体、行政関 係者 (E) 40 名	20 千円
業務推進のため の研修事業	会員研修 ①調理技術研修 ②病態栄養等研修会 ③事例検討	(A) 10～3 月 (B) 京都栄養士会館 及び ZOOM (C) 8 名	(D) 会員 (E) 延べ 100 名	50 千円
訪問栄養食事 指導及び外来 栄養食事指導 に関する事業	今年度は事業の実施予定無し	(A) — (B) — (C) —	(D) — (E) —	0 千円
その他、この法 人の目的達成の ために必要な事 業	ホームページの運営	(A) 10～3 月 (B) 法人事務所 (C) 2 名	(D) 京都市 (E)	30 千円

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 京都栄養士ネット

1 事業実施の方針

今期からは、保険制度による管理栄養士業務である訪問栄養食事指導も活動事業として組み入れ、食・栄養の専門職として、一層、地域に根差した活動を進めていきたいと考えている。

2 事業の実施計画

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
介護予防事業に 関する栄養ケア 事業及びその啓 発事業	食・健康講座	(A)4～翌3月 (B)愛生会山科病院 (C)20名	(D)地域高齢者 (E)100名	128千円
	舞鶴市訪問型短期集中支援事業 (訪問栄養指導)	(A)4～翌3月 (B)舞鶴市事業対象 者宅 (C)4名(延べ24名)	(D)地域高齢者 (E)実人数4名 (1人6回訪問)	141千円
多世代地域住民 の健康づくり、 栄養改善事業	まちかど栄養相談	(A)4～翌3月 (B)桂川イオン、京都 市障害者スポーツセ ンター、舞鶴市等 (C)50名	(D)地域住民 (E)350名	193千円
	地域住民対象の講演会	(A)4～翌3月 (B)京都市、城陽市、 精華町等 (C)15名	(D)地域住民 (E)600名	105千円
	就労支援B型事業所の提供食事内 容の栄養評価と利用者の健康管理 等への助言	(A)4～翌3月 (B)京都市内当該2事 業所 (C)4名	(D)就労支援B 型事業所 (E)2事業所各2 回	28千円
	料理指導を伴う栄養講座	(A)4～翌3月 (B)京都市、城陽市舞 鶴市等 (C)30名	(D)地域住民 (E)150名	231千円
他職種との連携 を深めるための 研鑽、交流の場 の開催事業	高齢者の健康問題の情報交換、事 例検討会	(A)4～翌3月 (B)舞鶴市、中丹・丹 後保健所等 (C)10名	(D)介護予防、医 療関係者 (E)60名	20千円
	多職種交流会、ヘルパー研修会、 介護予防・高齢者栄養を考える研 修	(A)4～翌3月 (B)京都市、綾部市、 宮津市 (C)20名	(D)地域医療介 護に係る職 種 (E)60名	24千円

	中丹パートナーシップ集い	(A) 4～3 月 (B) 中丹東農業改良 普及センター (C) 5 名	(D) 綾部市、福知 山市、舞鶴 市 各 種 団 体、行政関 係者 (E) 40 名	10 千円
業務推進のため の研修事業	会員研修 ① 調理技術研修 ② 病態栄養等研修会 ③ 事例検討	(A) 4～翌 3 月 (B) 京都栄養士会館 及び ZOOM (C) 20 名	(D) 会員 (E) 延べ 200 名	15 千円
訪問栄養食事指 導及び外来指導 に関する事業	事業運営業務 ① 関係機関との連絡調整、担当 者準備・調整業務 ② 訪問活動に係る報告業務 ③ 医療機関等への請求事務と従 事者への経費支払い ④ 訪問指導制度に係る研修会	(A) 4～翌 3 月 (B) 京都市、向日市、 長岡京市、宇治市、 城陽市、木津川市、 舞鶴市、精華町等 の医療機関、関係事 業所 (C) 35 名	(D) 医療機関、介 護支援事業 所等 (E) 延べ 360 件	100 千円
	訪問、外来等での指導業務 ① 対象者の把握、医療・ケア計画 に基づく栄養食事指導に実施 ② アセスメントに基づく指導・ケ アの評価分析の実施	(A) 4～翌 3 月 (B) 京都市、向日市、 長岡京市、宇治市、 城陽市、木津川市、 舞鶴市、精華町等 の指導対象者居宅、関 係事業所 (C) 31 名 (延べ 1204 名)	(D) 在宅療養者、 外来受診者 等で栄養食 事指導が必 要と医師が 認めた方 (E) 延べ 1204 件	4, 587 千円
その他、この法 人の目的達成 のために必要 な事業	ホームページの運営	(A) 10～3 月 (B) 法人事務所 (C) 2 名	(D) 京都市 (E)	27 千円

2025年度 活動予算書
2025年10月1日から2026年3月31日

特定非営利活動法人京都栄養士ネット

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	82,000		
賛助会員受取会費	10,000	92,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	200,000	200,000	
3 受取助成金			
府助成金	358,000		
受取民間助成金	300,000	658,000	
4 事業収益			
介護予防関連事業収益	35,000		
健康づくり栄養改善事業収益	50,000		
研修会参加費収益	3,000	88,000	
5 その他収益			
受取利息	446	432	
経常収益計			1,038,432
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
謝金	150,000		
賞金	0		
人件費計	150,000		
(2)その他経費			
旅費交通費	168,000		
賃借料	64,000		
通信運搬費(振込手数料等)	30,000		
印刷費	101,000		
消耗品費(実習材料費含む)	70,500		
保険料	1,200		
雑費	3,000		
器具備品費	28,500		
その他経費集計	466,200		
事業費集計		616,200	
2 管理費			
(1)人件費			
謝金	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
旅費交通費	19,000		
通信運搬費	10,500		
印刷費	5,000		
地代家賃	12,000		
雑費	10,000		
保守管理費	12,000		
消耗品費	13,000		
事務委託費	78,000		
その他経費集計	159,500		
管理費集計		159,500	
経常費用計			775,700
当期正味財産増減額			262,732
前期繰越正味財産額			22,536
次期繰越正味財産額			285,268

2026年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日

特定非営利活動法人京都栄養士ネット

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	205,000		
賛助会員受取会費	10,000	215,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	300,000	300,000	
3 受取助成金			
府助成金	360,000		
受取民間助成金	0	360,000	
4 事業収益			
介護予防関連事業収益	70,000		
健康づくり栄養改善事業収益	100,000		
研修会参加費収益	6,000		
訪問栄養指導収益	5,160,000	5,336,000	
5 その他収益			
受取利息	460	460	
経常収益計			6,211,460
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
謝金	4,870,000		
賞金	20,000		
人件費計	4,890,000		
(2)その他経費			
旅費交通費	280,000		
賃借料	48,000		
通信運搬費(振込手数料等)	77,000		
印刷費	240,000		
消耗品費(実習材料費含む)	140,000		
保険料	2,400		
雑費	3,000		
器具備品費	28,000		
その他経費集計	818,400		
事業費集計		5,708,400	
2 管理費			
(1)人件費			
謝金	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
旅費交通費	40,000		
通信運搬費	1,200		
印刷費	10,000		
地代家賃	48,000		
雑費	24,000		
保守管理費	24,000		
消耗品費	26,000		
事務委託費	312,000		
その他経費集計	485,200		
管理費集計		485,200	
経常費用計			6,193,600
当期正味財産増減額			17,860
前期繰越正味財産額			285,268
次期繰越正味財産額			303,128